



公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和 7 年度第 4 回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和 7 年 6 月 20 日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 代表理事(会長) 長 田 淳

議事録作成に係る職務を行った理事 代表理事(会長) 長 田 淳

理事総数 7 名

監事総数 2 名

(理事会の決議の目的である事項)

第 1 号議案 会長の選定について

第 2 号議案 業務執行理事の選定について

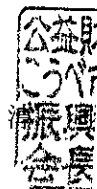
第 3 号議案 常務理事の業務分担について

令和 7 年 6 月 20 日、代表理事(会長)長田淳が、理事の全員及び監事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について、案を送付し、当該事項につき令和 7 年 6 月 20 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第 197 条により準用された同法第 96 条(定款第 34 条第 2 項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事は、この議事録が正確であることを証するため次に記名押印する。

令和 7 年 6 月 20 日

代表理事(会長) 長 田



令和7年度第4回理事会 議 案 書

本書は原本と相違ないことを証明する

公益財団法人 とうべ市民福祉振興協会
会長 長 田 淳


公益財団法人とうべ市民福祉振興協会

第1号議案

会長の選定について

令和7年6月20日付で選任された以下の理事について、会長に選定する。

役 職	理 事
会 長	長 田 淳

任期：令和7年6月20日から令和9年度定時評議員会終結の時まで

第2号議案

業務執行理事の選定について

令和7年6月20日付で選任された以下の理事について、業務執行理事に選定する。

役 職	理 事
常務理事	仲 田 篤 司
常務理事	黒 田 徹

任期：令和7年6月20日から令和9年度定時評議員会終結の時まで

第3号議案

常務理事の業務分担について

業務執行理事職務分担規程第4条第4項に基づき、常務理事の業務の分担を下記のとおり定める。

常務理事	業務分担
仲 田 篤 司	経営管理課、事業課、調査指導課 の統括及びその業務の執行
黒 田 徹	シルバーカレッジ事務局 の統括及びその業務の執行

報告事項

(1) 令和7年度第1回評議員選定委員会決議事項について

令和7年6月18日、委員である山本誠司が、評議員選定委員の全員に対して、下記評議員選定委員会の決議の目的である事項について案を送付し、当該事項につき令和7年6月18日までに委員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「定款」第11条ならびに「評議員選定委員会規程」第10条の規定に基づく評議員選定委員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員選定委員会の決議があったものとみなされた。

第1号議案 委員長・副委員長の選任

第2号議案 評議員の選任について（市橋 祐子 候補）

第3号議案 評議員の選任について（小野 愛子 候補）

第4号議案 評議員の選任について（近藤 豊宣 候補）

第5号議案 評議員の選任について（谷村 誠 候補）

第6号議案 評議員の選任について（藤本 貴義 候補）

第7号議案 評議員の選任について（堀本 仁士 候補）

第8号議案 評議員の選任について（松端 信茂 候補）

第9号議案 評議員の選任について（八乙女 悦範 候補）

【選任された評議員】

氏 名	現 職 名	備考	任 期
市橋 祐子	神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長	再任	令和7年 6月20日から 令和11年度 定時評議員会 終結の時まで
小野 愛子	神戸市婦人団体協議会 会長	再任	
近藤 豊宣	一般社団法人神戸市老人クラブ連合会 理事長	再任	
谷村 誠	兵庫県社会福祉法人経営者協議会会長	再任	
藤本 貴義	兵庫県福祉部次長	再任	
堀本 仁士	一般社団法人神戸市医師会会長	再任	
松端 信茂	神戸市知的障害者施設連盟会長	再任	
八乙女 悦範	神戸市福祉局長	再任	

(2) 令和 7 年度定時評議員会決議事項について

令和 7 年 6 月 20 日に開催された令和 7 年度定時評議員会において、下記の議題について審議され、原案のとおり決議された。

第 1 号議案 令和 6 年度計算書類等の承認について

第 2 号議案 理事・監事の選任について

令和 7 年度定時評議員会終結による任期満了に伴い、定款第 22 条第 1 項に基づき、下記のとおり理事・監事を選任した。

【理事】

氏 名	現 職 名	備考	任 期
長田 淳	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会会長	再任	令和 7 年 6 月 20 日から 令和 9 年度 定時評議員会 終結の時まで
仲田 篤司	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会常務理事	再任	
黒田 徹	公益財団法人こうべ市民福祉振興協会常務理事	再任	
荒牧 重孝	一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団常務理事	再任	
金山 千広	立命館大学産業社会学部教授	再任	
西田 勉	公益財団法人神戸 YMCA 常勤理事	再任	
福井 誠	武庫川女子大学経営学部教授	再任	

【監事】

氏 名	現 職 名	備考	任 期
中村 浩一郎	株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部長	再任	令和 7 年 6 月 20 日から 令和 11 年度 定時評議員会 終結の時まで
松山 康二	公認会計士		

| 参 考 |

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

（理事会の決議の省略）

第96条 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

（評議員会の決議の省略）

第194条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会定款

（決議）

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす

（決議）

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

財市興振
公益
会長